

研修・技能実習制度の現状及び 制度改正の概要について

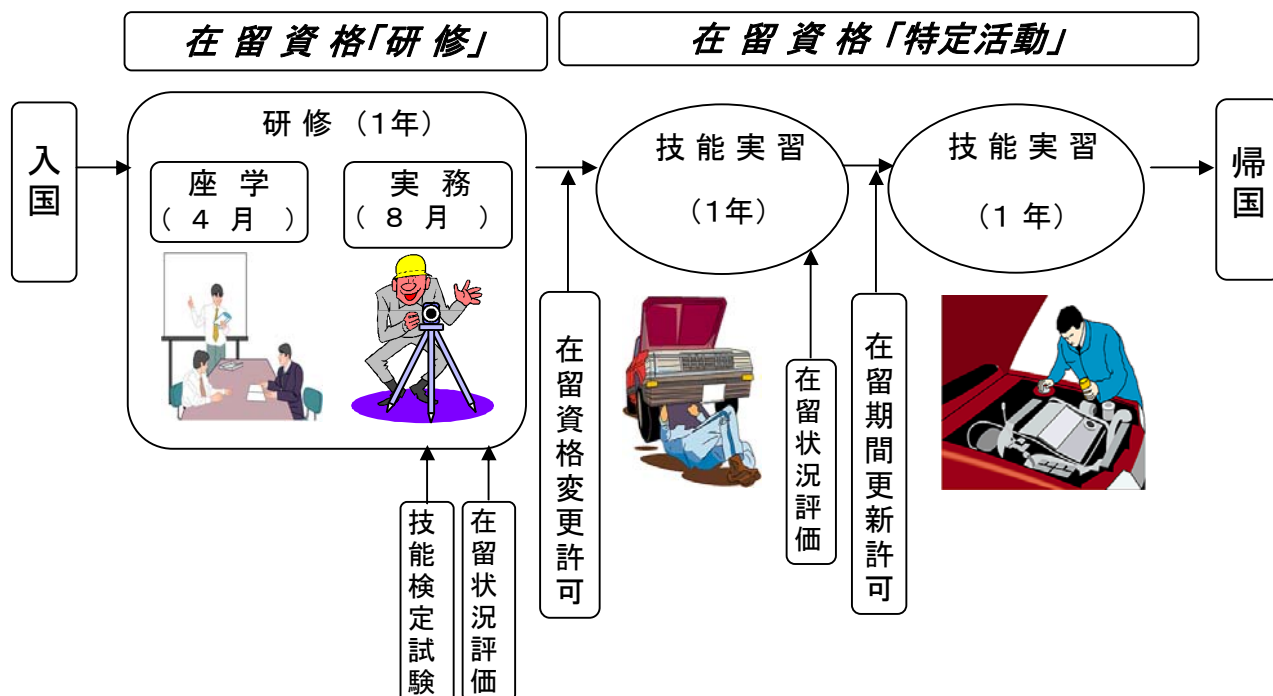
高度人材受入推進会議 第4回実務作業部会

平成21年3月24日

法 務 省

現行の研修・技能実習制度概要

1 研修・技能実習の流れ



2 研修・技能実習制度の仕組み

《研修の基本要件》

- ・ 研修内容等
 - ①単純な反復作業でないこと
 - ②帰国後、日本で修得した技術等を活用できる業務に就くことが予定されていること
 - ③本国では修得困難である技術等の修得のため、我が国で研修を受ける必要があること
- ・ 受入れ機関 → 企業単独型：海外の現地法人・合併企業、海外取引企業からの受入れ
団体監理型：中小企業団体、公益法人等を通じての受入れ
- ・ 受入れ人数枠 → 常勤職員20名につき研修生1名
ただし、団体監理型については、緩和
- ・ 非実務研修の割合 → 実務研修を行う場合は、原則として研修時間の3分の1以上の時間を日本語教育などの非実務研修に当てる必要がある

《技能実習の基本要件》

- ・ 対象者 → 研修で一定水準以上の技術等を修得した在留状況が良好な者
研修を受けた機関で雇用関係の下、実践的に行う者
- ・ 対象職種 → 職業能力開発促進法に基づく技能検定職種(52職種)又は(財)国際研修能力機構が認定した評価システムによる職種(11職種)

技能実習移行対象職種(63職種116作業)

平成20年4月1日現在

1 農業関係(2職種5作業)

職種名	作業名
耕種農業 *	施設園芸
	畑作・野菜
畜産農業 *	養鶏
	養豚
	酪農

2 漁業関係(1職種7作業)

職種名	作業名
漁船漁業 *	かつお一本釣り漁業
	まぐろはえ縄漁業
	いか釣り漁業
	まき網漁業
	底曳網漁業
	流し網漁業
	定置網漁業

3 建設関係(21職種31作業)

職種名	作業名
さく井	パーカッション式さく井工事作業
	ロータリー式さく井工事作業
建築板金	ダクト板金作業
冷凍空気調和機器施	冷凍空気調和機器施工作業
建具製作	木製建具手加工作業
建築大工	大工工事作業
型枠施工	型枠工事作業
鉄筋施工	鉄筋組立て作業
とび	とび作業
石材施工	石材加工作業
	石張り作業鉄
タイル張り	タイル張り作業
かわらぶき	かわらぶき作業
左官	左官作業溶
配管	建築配管作業
	プラント配管作業
熱絶縁施工	保温保冷工事作業
内装仕上げ施工	プラスチック系床仕上げ工事作業
	カーペット系床仕上げ工事作業
	鋼製下地工事作業
	ボード仕上げ工事作業
	カーテン工事作業
サッシ施工	ビル用サッシ施工作業
防水施工	シーリング防水工事作業
コンクリート圧送施工	コンクリート圧送工事作業
ウェルポイント施工	ウェルポイント工事作業
表装	壁装作業
	押土・整地作業
建設機械施工 *	積込み作業
	掘削作業
	締固め作業

(参考)ほかに建設に関係するものとして、別掲の塗装職種に「建築塗装作業」と「鋼橋塗装作業」の2作業がある。

4 食品製造関係(7職種12作業)

職種名	作業名
缶詰巻縮 *	缶詰巻縮
加熱性水産加工食品製造業 *	節類製造
	加熱乾製品製造
	調味加工品製造
	くん製品製造
非加熱性水産加工食品製造業 *	塩蔵品製造
	乾製品製造
水産練り製品製造	かまぼこ製品製造作業
ハム・ソーセージ・ベーコン製造	ハム・ソーセージ・ベーコン製造作業
食鳥処理加工業 *	食鳥処理加工作業
パン製造	パン製造作業

注) *の職種は、JITCO認定職種

5 繊維・衣服関係(9職種16作業)

職種名	作業名
紡績運転 *	前紡工程作業
	精紡工程作業
	巻糸工程作業
織布運転 *	合撚糸工程作業
	準備工程作業
	製織工程作業
染色	仕上工程作業
	糸浸染作業
	織物・ニット浸染作業
ニット製品製造	靴下製造作業
	丸編みニット製造作業
婦人子供服製造	婦人子供既製服製造作業
紳士服製造	紳士既製服製造作業
寝具製作	寝具製作作業
帆布製品製造	帆布製品製造作業
布はく縫製	ワイシャツ製造作業

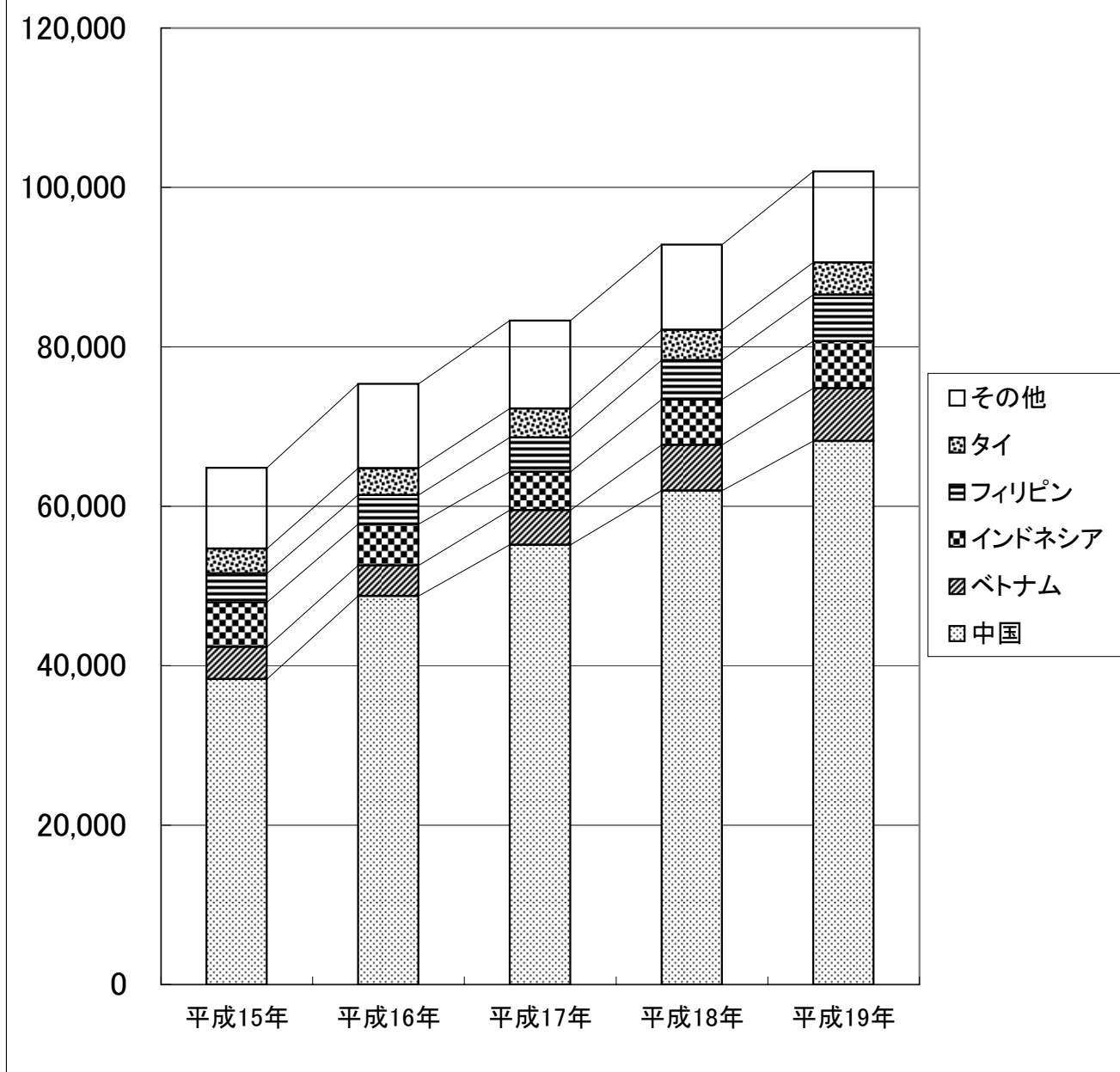
6 機械・金属関係(15職種28作業)

職種名	作業名
鋳造	鋳鉄鋳物鋳造作業
	銅合金鋳物鋳造作業
	軽合金鋳物鋳造作業
鍛造	ハンマ型鍛造作業
	プレス型鍛造作業
ダイカスト	ホットチャンバダイカスト作業
	コールドチャンバダイカスト作業
機械加工	普通旋盤作業
	フライス盤作業
金属プレス加工	金属プレス作業
鉄工	構造物鉄工作業
工場板金	機械板金作業
めっき	電気めっき作業
	溶融亜鉛めっき作業
アルミニウム陽極酸化処理	陽極酸化処理作業
仕上げ	治工具仕上げ作業
	金型仕上げ作業
	機械組立仕上げ作業
機械検査	機械検査作業
機械保全	機械保全作業
電子機器組立て	電子機器組立て作業
	回転電機組立て作業
電気機器組立て	変圧器組立て作業
	配電盤・制御盤組立て作業
	開閉制御器具組立て作業
	回転電機巻線製作作業
プリント配線板製造	プリント配線板設計作業
	プリント配線板製造作業

7 その他(8職種17作業)

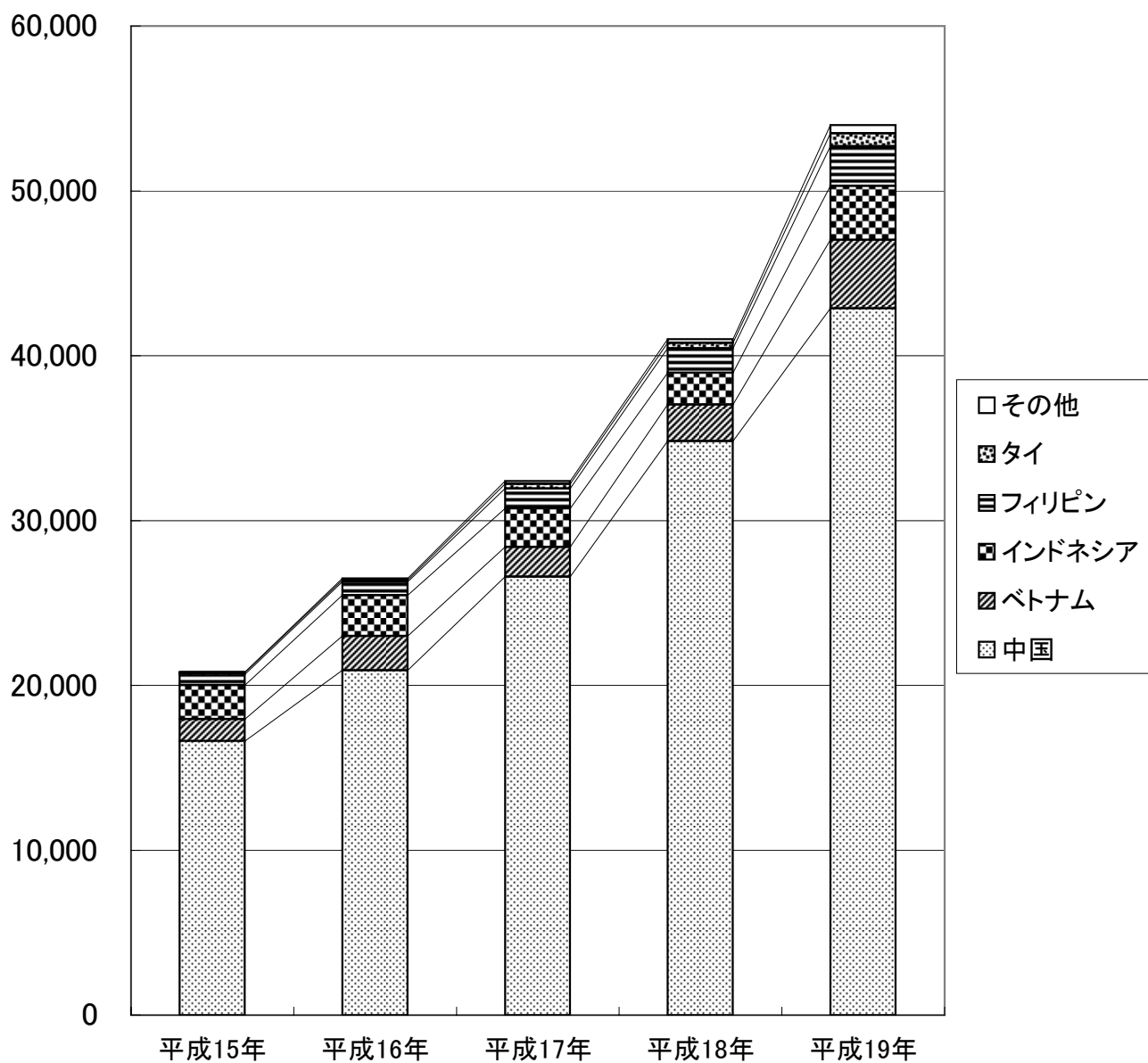
職種名	作業名
家具製作	家具手加工作業
印刷	オフセット印刷作業
製本	書籍製本作業
	雑誌製本作業
	商業印刷物製本作業
プラスチック成形	圧縮成形作業
	射出成形作業
	インフレーション成形作業
	ブロー成形作業
強化プラスチック成形	手積み積層成形作業
塗装	建築塗装作業
	金属塗装作業
	鋼橋塗装作業
	噴霧塗装作業
溶接 *	手溶接
	半自動溶接
工業包装	工業包装作業

在留資格「研修」の新規入国者数



	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年
中国	38,319	48,729	55,156	61,963	68,188
ベトナム	4,028	3,835	4,371	5,744	6,605
インドネシア	5,597	5,204	4,788	5,695	5,924
フィリピン	3,618	3,635	4,311	4,941	5,843
タイ	3,119	3,353	3,645	3,776	4,022
その他	10,136	10,603	11,048	10,727	11,436
総数	64,817	75,359	83,319	92,846	102,018

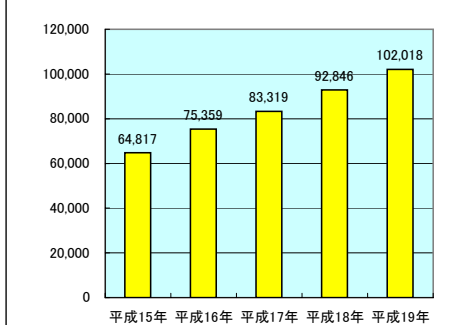
「特定活動(技能実習)」への移行者数



	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年
中国	16,620	20,922	26,606	34,817	42,871
ベトナム	1,343	2,070	1,791	2,221	4,155
インドネシア	2,060	2,474	2,340	1,924	3,274
フィリピン	653	819	1,219	1,482	2,407
タイ	110	112	277	342	783
その他	36	91	161	214	509
総数	20,822	26,488	32,394	41,000	53,999

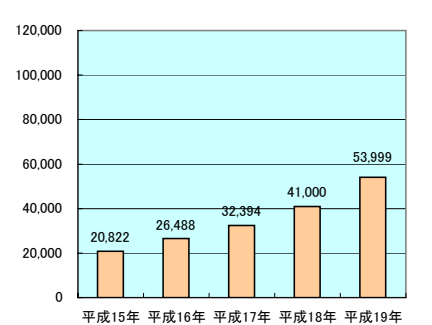
研修・技能実習制度の現状及び問題点

研修の入国者数の推移



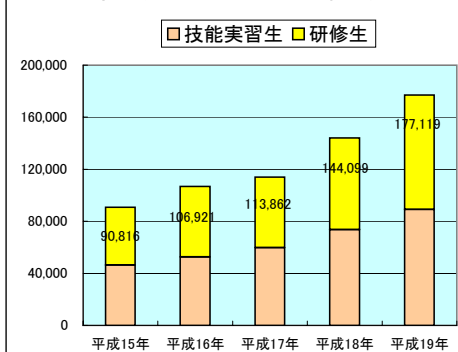
(参考) 受入の形態別内訳
 団体監理型の受入れ 約 70%
 企業単独型の受入れ 約 15%
 公的な受入れ 約 15%

技能実習移行者数の推移



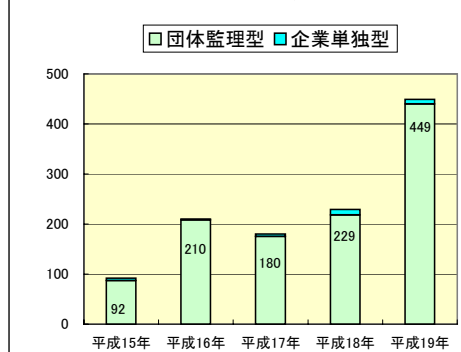
(参考) 受入の形態別内訳
 団体監理型の受入れ 約 95%
 企業単独型の受入れ 約 5%

研修・技能実習生の外国人登録者数の推移



	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年
研修生	44,464	54,317	54,107	70,519	88,086
技能実習生	46,352	52,604	59,755	73,580	89,033
計	90,816	106,921	113,862	144,099	177,119

不正行為認定機関数の推移



	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年
企業単独型	5 (5.4%)	2 (1.0%)	5 (2.8%)	11 (4.8%)	9 (2.0%)
団体監理型	87 (94.6%)	208 (99.0%)	175 (97.2%)	218 (95.2%)	440 (98.0%)
計	92 (100%)	210 (100%)	180 (100%)	229 (100%)	449 (100%)

現行制度の問題点

主に団体監理型の受入れで次のような問題点が顕在化している

- 一部の受入れ企業で、研修生・技能実習生が実質的低賃金労働者として扱われ、さらに、賃金不払い、時間外労働等の労働関係法規違反も発生
- 受入れ企業に対する指導・監督が不十分な受入れ団体が存在
- 不当な利得を得るなどして、研修生をあっせんする悪質な送出し機関やブローカーが存在

- 「企業単独型」の研修とは、本邦にある企業が海外の合併企業、現地法人や取引先から研修生を受け入れる形態の研修
- 「団体監理型」の研修とは、商工会や事業協同組合、財団法人、農業協同組合などの団体の監理の下、傘下の組合員や会員の企業で研修生を受け入れる形態の研修

規制改革推進のための3か年計画〔改定〕(抄)

(平成20年3月25日閣議決定)

※研修・技能実習制度の見直し関係

Ⅲ 措置事項 7 法務関係

ウ 国境を越えた「ヒト」の円滑な移動のための法整備

⑦ 外国人研修・技能実習制度の見直し

c 実務研修中の研修生に対する労働関係法令の適用

研修生に対し、非実務研修(いわゆる座学研修)に加え、実務研修を実施する場合、原則として、実務研修には労働基準法や最低賃金法等の労働関係法令を適用することとし、労働法上の保護が受けられるようにすべきであり、当該措置の実施に当たっては、出入国管理及び難民認定法上の在留資格「研修」の取扱い及びその位置付けとの関係を整理する等必要な措置を講じる。また、制度の円滑な運営のために必要な措置を併せて講じる。【**遅くとも技能実習生に係る在留資格の整備に関する関係法令の施行までに措置**】

d 技能実習生に係る在留資格の整備

技能実習生の安定的な法的地位を確立する観点から、出入国管理及び難民認定法別表第一に、技能実習に係る在留資格を早急に整備する。【**遅くとも平成21年通常国会までに関係法案提出**】

e 法令以外の規定に基づく規制等の見直し

受入れ機関等の研修生及び技能実習生に対する監理責任について、現在有効な規制である「技能実習制度に係る出入国管理上の取扱いに関する指針」、「技能実習制度推進事業運営基本方針」、「研修生及び技能実習生の入国・在留管理に関する指針」においては法的な位置付けが曖昧で担保措置が不十分であることから、これら諸規定を出入国管理及び難民認定法関連の政省令へと格上げを行う。

その際は、受入れ機関に対する不正行為を認定する基準をより明確化するとともに、当該不正行為の程度や内容に応じて、例えば、重大な不正行為については新規受入れ停止期間を5年に延長するなどして、規制の実効性を向上させることについても併せて措置する。【**技能実習生に係る在留資格の整備に関する関係法の施行までに措置**】

研修・技能実習制度改正の概要

1 在留資格「技能実習」の創設

○活動内容(入管法改正法案で規定している事項)

- (1) 「講習による知識修得活動」及び「雇用契約に基づく技能等修得活動」**
- イ 海外にある合併企業等事業上の関係を有する企業の社員を受け入れて行う活動(企業単独型)
 - ロ 商工会等の営利を目的としない団体の監理の下で行う活動(団体監理型)

- (2) (1)の活動に従事し、技能等を修得した者が雇用契約に基づき修得した技能を要する業務に従事する活動**

※ 雇用契約に基づき行う技能等修得活動は労働基準法、最低賃金法等の労働関係法令等が適用される

※ (1)から(2)への移行は在留資格変更手続の例により行う

- 講習の期間・内容(関係省令で規定予定)
 - ・講習の期間は(1)の活動期間全体の1/6以上の期間(海外で160時間以上の事前講習を受けた場合は(1)の活動期間全体の1/12以上の期間)
 - ・講習の内容は日本語、関係法令・修得技能に関する知識等
- 技能実習の実施が認められる企業(関係省令で規定予定)
 - 企業単独型・・・海外にある合併企業、子会社等の社員を受け入れる企業
 - 団体監理型・・・商工会、事業協同組合等の団体の監理の下で受入れを行う当該団体の会員等の企業

※ 現行の在留資格「研修」で受入れを認められている企業と同じ
 ※ 各企業の受入れ人数の上限は、現行の在留資格「研修」における人数の上限と同じとする予定
- 技能実習期間(関係省令で規定予定)
 - 技能実習期間は(1)、(2)の期間を合わせて最長3年
 - ※ 現行の研修・技能実習の期間と同じ
- (2)の活動の対象職種は現在63職種

(注) 国の機関、JICA等が実施する「公的な研修」及び「実務作業(いわゆるOJT)を伴わない非実務のみの研修」は引き続き在留資格「研修」で入国・在留が認められる

2 不正な研修・技能実習活動のあっせん等を行った者を退去強制事由に追加

○例えば、次のような者を新たに退去強制できることとする

(事例1)
許可を受けたA機関ではないB機関に研修生・実習生をあっせんした者

(事例2)
事実と異なる在職証明書、雇用契約書等の作成に加担して研修生を入国させた者

3 その他 ※関係省令の改正等により措置予定

(1)受入れ団体の指導・監督・支援体制の強化、運営の透明化

- 次のような要件を受入れ団体に課すこととする
- ① 団体職員等が企業に赴き研修の実施状況を確認・指導(1月に1回以上)(新設)
 - ② 団体による監査及びその結果の地方入国管理局への報告(3月に1回以上)
 - ③ 団体による研修生・技能実習生からの相談に対応する体制の構築(相談員の配置等)(新設)
 - ④ 団体が費用を徴収する場合は、その金額及び用途を明示(新設)

(2)不正行為を行った場合の受入れ停止期間の延長

不適正な受入れを行い不正行為認定された受入れ機関は、新たな受入れが3年間認められないこととなっているが、**重大な不正行為については受入れ停止期間を5年とする**

※ 賃金の不払い、旅券の取上げ等直接的に研修生、技能実習生の権利を侵害する行為について受入れ停止期間を5年とする予定

(3)送出し機関と本人との間の契約内容の確認の強化

入国の審査に際し、送出し機関と本人との間の契約書等の提出を求め、当該契約の中に不適正な取決めがないかを確認する

改正後の団体監理型受入れの概要図

